

「アセチルシステイン」、「1-ナフタレン酢酸」、「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」、「キノメチオナート」、「シフルメトフェン」、「ピリベンカルブ」、「フルオピラム」、「フロメトキン」、「ベンジルアデニン（ベンジルアミノプリンをいう。）」及び「ジブチルヒドロキシトルエン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

令和 6 年 10 月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。また、残留基準による規制の対象外となる物質（対象外物質）については、同条第 3 項の規定に基づいて、食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号）において定められている。今般、下記の農薬等の残留基準の設定及び対象外物質としての指定をするに当たって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において下記について、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている〔評価依頼が 2 回目以降であり、既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられる農薬等を除く。〕。

1. アセチルシステイン（飼料添加物）
2. 1-ナフタレン酢酸（農薬）※
3. カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（農薬）※
4. キノメチオナート（農薬）※
5. シフルメトフェン（農薬）※
6. ピリベンカルブ（農薬）※
7. フルオピラム（農薬）※
8. フロメトキン（農薬）※
9. ベンジルアデニン（ベンジルアミノプリンをいう。）（農薬）
10. ジブチルヒドロキシトルエン（飼料添加物）※

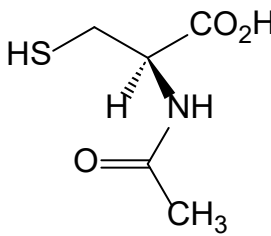
※の農薬等については、既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施。

アセチルシステイン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和6年 10 月1日、農林水産省から飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料添加物の指定に係る意見聴取を受理。
- ・食品衛生法第 13 条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることについて意見を求めるもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	アセチルシステイン(Acetylcysteine)	
構造式		
用途	飼料の栄養成分その他の有効成分の補給	
作用機構	アミノ酸であるシステインのアセチル化誘導体である。生体内において、肝臓で脱アセチル化されてシステインとなることで、アミノ酸であるシスチンや補酵素であるコエンザイムA等の構成成分になると考えられている。	
日本における登録状況	【飼料添加物】 指定がなされていない。 今回、鶏(ブロイラーを除く。)用飼料を対象とする新規指定 使用方法: 混餌	
国際機関、海外での状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

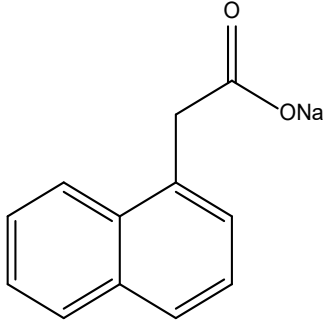
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

1-ナフタレン酢酸

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和5年9月6日に通知された、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年7月1日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく**インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和6年7月31日、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会(以下、農薬・動物用医薬品部会という。)で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	1-ナフタレン酢酸ナトリウム(1-Naphthaleneacetic acid, sodium salt)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	植物成長調整剤である。ホルモン作用であるオーキシン様活性を示すことで、植物の成長を調整すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:みかん、メロン等 今回、茶への適用拡大申請 使用方法:散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国:アボガド、マンゴー等 EU:りんご、なし等 豪州:りんご、なし等 ニュージーランド:ぽんかん カナダ:基準なし
		インポートトレランス申請:アボガド、オリーブ(米国)
食品安全委員会での評価等	【1】平成19年 8月 6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年 7月24日 食品健康影響評価結果 受理	【2】平成23年 2月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 9月 8日 食品健康影響評価結果 受理

	【3】	平成26年 7月 1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成27年 2月 3日 食品健康影響評価結果 受理
	【4】	令和 3年 5月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		令和 3年 7月28日 食品健康影響評価結果 受理
		ADI = 0.15 mg/kg 体重/日
		ARfD = 0.15 mg/kg 体重

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)の ADI に対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0.9	0.8
幼小児(1~6歳)	2.7	2.9
妊婦	0.7	0.7
高齢者(65歳以上)	1.2	1.0

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)の ARfD に対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 40	0 ~ 70
幼小児(1~6歳)	0 ~ 100	0 ~ 100
妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14~50歳)		

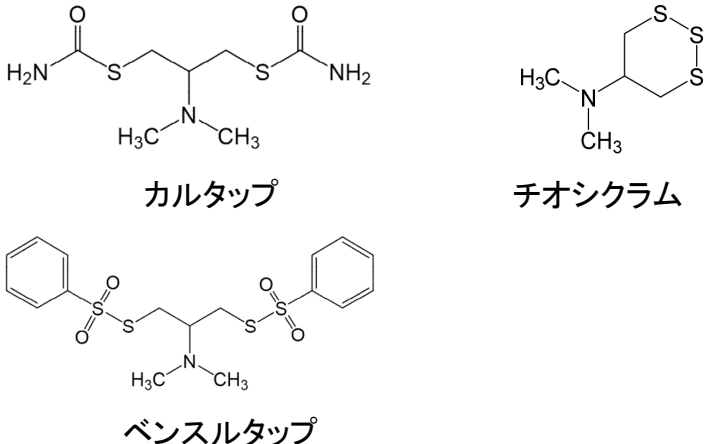
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定された ADI 及び ARfD を超えないことを確認した。

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和6年3月11日に通知された、カルタップについての農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年3月11日に通知された、チオシクラムについての農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年7月31日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ (Cartap, Thiocyclam and Bensultap)	
構造式	 <p>カルタップ</p> <p>チオシクラム</p> <p>ベンスルタップ</p>	
用途	殺虫剤	
作用機構	ネライストキシンの殺虫剤である。植物及び昆虫体内でネライストキシンのアセチルコリン受容体に結合して、アセチルコリンの刺激伝達作用を遮断することにより効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。</p> <p>適用作物: ばれいしょ、茶等(カルタップ)、かき、茶等(チオシクラム)</p> <p>今回、もも、ネクタリン等(カルタップ)、葉たまねぎ(チオシクラム)への適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布等</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	<p><カルタップ></p> <p>EU: 茶</p> <p>米国、カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし</p> <p><チオシクラム></p>

		米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし <ベンスルタップ> 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会 での評価等	【1】 【2】	平成30年10月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和元年 6月 4日 食品健康影響評価結果 受理 令和 5年 8月31日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 6年 1月17日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.016 mg/kg 体重/日(カルタップ塩酸塩換算) ARfD = 0.1 mg/kg 体重(カルタップ塩酸塩換算) (カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスル タップのグループとして)

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会*で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	13.3	12.4
幼小児(1~6歳)	24.0	17.6
妊婦	12.0	10.0
高齢者(65歳以上)	15.7	14.7

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 80	0 ~ 80
幼小児(1~6歳)	0 ~ 80	0 ~ 60
妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14~50歳)		

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

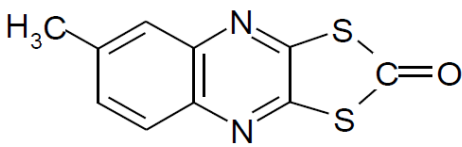
※:前回評価依頼分(令和6年1月 17 日付け食品健康影響評価)の基準値設定についても併せて審議した。

キノメチオナート

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和5年8月10日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年7月31日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	キノメチオナート (Chinomethionat)	
構造式		
用途	殺ダニ剤・殺菌剤	
作用機構	キノキサリン系殺ダニ剤・殺菌剤である。代謝過程で触媒的に働く金属イオンを捕獲し、酵素活性を阻害することで殺ダニ・殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: なす、きゅうり等 今回、かぼちゃへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.006 mg/kg 体重/日 (1987)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成23年 3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年11月10日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成30年 1月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 3月 6日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.0064 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 1.5 mg/kg 体重</div>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a.長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	11.2	11.2
幼小児(1~6歳)	25.3	24.6
妊婦	9.7	10.8
高齢者(65歳以上)	13.2	12.8

b.短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 1	0 ~ 1
幼小児(1~6歳)	0 ~ 2	0 ~ 2
妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14~50歳)		

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

シフルメトフェン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和5年2月9日に通知された、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年2月19日に通知された、農林水産省からの追加資料の提出に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年6月25日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	シフルメトフェン (Cyflumetofen)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	アシルアセトニトリル骨格を有する殺虫剤である。ミトコンドリアの電子伝達系複合体Ⅱを阻害することにより効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かんきつ、りんご等 今回、セルリーへの適用拡大申請及び茶の追加資料提出 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg 体重/日 (2014) ARfD = 設定の必要なし (2014)
	国際基準	ぶどう、トマト等
	諸外国	米国: ナッツ類、トマト等 カナダ: ぶどう、トマト等 EU: ぶどう、りんご等 豪州: ぶどう、いちご等 ニュージーランド: 基準なし

食品安全委員会 での評価等	【1】	平成17年10月21日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成19年 4月19日	食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成21年 6月 8日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成22年 1月21日	食品健康影響評価結果 受理
	【3】	平成23年10月 6日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成24年 3月29日	食品健康影響評価結果 受理
	【4】	平成27年 6月23日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
	平成27年12月22日	食品健康影響評価結果 受理	
【5】	平成28年12月13日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
	平成29年 2月28日	食品健康影響評価結果 受理	
【6】	令和 2年 6月11日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
	令和 2年 8月 4日	食品健康影響評価結果 受理	
ADI = 0.092 mg/kg 体重/日			
ARfD = 設定の必要なし			

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	22.4	22.9
幼小児(1~6歳)	37.0	39.9
妊婦	15.4	16.5
高齢者(65歳以上)	25.1	25.5

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定されたADIを超えないことを確認した。なお、ARfDは設定の必要なしとされている。

ピリベンカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和5年2月9日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年6月25日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリベンカルブ (Pyribencarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンジルカルバメート構造を有する殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系の複合体Ⅲを阻害することにより、灰色かび病や菌核病などの孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入防止などの作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ぶどう、なす等 今回、しそ及びブルーベリーへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成21年 8月 4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 5月12日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成28年 7月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 2月28日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成29年11月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 1月23日 食品健康影響評価結果 受理 【4】 令和 3年 3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 3年 6月15日 食品健康影響評価結果 受理 【5】 令和 4年10月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 5年 1月19日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="text-align: center;"> ADI = 0.039 mg/kg 体重/日 ARfD = 1.1 mg/kg 体重 </div>	

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	19.8	20.0
幼小児(1~6歳)	37.3	36.2
妊婦	15.0	15.9
高齢者(65歳以上)	23.8	23.8

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 20	0 ~ 20
幼小児(1~6歳)	0 ~ 40	0 ~ 40
妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14~50歳)		

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

フルオピラム

1. 今回の諮問の経緯

・令和6年6月4日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理。

・令和6年7月31日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルオピラム (Fluopyram)	
構造式		
用途	殺菌剤、殺線虫剤	
作用機構	ピリジルエチルアミド系の殺菌剤及び殺線虫剤である。糸状菌及び線虫のミトコンドリア呼吸鎖におけるコハク酸脱水素酵素(複合体II)阻害により殺菌効果及び殺線虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、たまねぎ等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/日 (2010) ARfD = 0.5 mg/kg 体重 (2010)
	国際基準	キャベツ、ばれいしょ等
	諸外国	米国: バナナ、クランベリー等 カナダ: りんご、ぶどう等 EU: りんご、ぶどう等 豪州: バナナ、たまねぎ等 ニュージーランド: にんじん、ぶどう等 <u>インポートトレランス申請: 小麦、鶏の卵等(米国、EU等)</u>
食品安全委員会での評価等	【1】 平成23年 6月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月 1日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成27年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 9月 8日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成28年 5月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 7月12日 食品健康影響評価結果 受理 【4】 平成31年 3月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和元年 6月18日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.012 mg/kg 体重/日	

		ARfD = 0.5 mg/kg 体重
--	--	---------------------

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会[※]で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	28.5	34.2
幼小児(1~6歳)	70.5	76.1
妊婦	27.6	34.7
高齢者(65歳以上)	29.9	37.1

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 9	0 ~ 50
幼小児(1~6歳)	0 ~ 20	0 ~ 40
妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14~50歳)		

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

※:前回評価依頼分(平成31年3月19日付け食品健康影響評価)の基準値設定についても併せて審議した。なお、平成31年1月18日付けのインポートトレランス設定の要請(前回評価分)については取り下げられ、今回、品目が見直されたインポートトレランス設定の要請が新たに提出された。

フロメキン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和5年5月23日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年6月25日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フロメキン(Flometoquin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	キノリン骨格を有する殺虫剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: なす、トマト等 今回、さやいんげん、非結球あぶらな科葉菜類等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成27年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 3月 7日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和元年12月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 2月25日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 令和 3年 8月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 3年10月26日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.008 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.044 mg/kg 体重	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a.長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	36.3	29.0
幼小児(1~6歳)	50.6	42.4
妊婦	28.3	21.0
高齢者(65歳以上)	47.4	38.7

b.短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 90	0 ~ 90
幼小児(1~6歳)	0 ~ 100	0 ~ 100
妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14~50歳)		

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

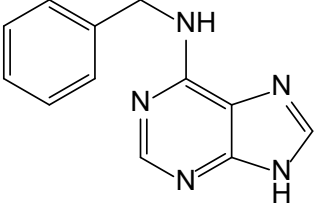
ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)

1. 今回の諮問の経緯

・令和6年7月1日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理。

※当該農薬は農薬取締法に基づく優先審査の対象とされている。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンジルアミノプリン(Benzylaminopurine)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	プリン構造を有することにより生体内の核酸へ取り込まれてRNA合成を誘導し、RNA合成促進効果により蛋白質合成促進効果や成長促進効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、ぶどう等 今回、りんごへの新規登録申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: アボガド、メロン等 EU : ぶどう、いちご等 豪州: りんご、なし等 カナダ: 基準なし ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成22年 3月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 4月 8日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.062 mg/kg 体重/日	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

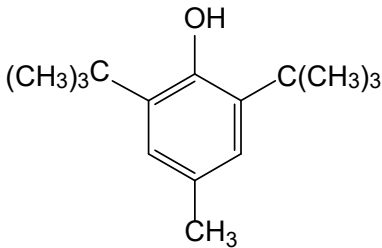
ジブチルヒドロキシトルエン

1. 今回の諮問の経緯

・令和6年9月6日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

・令和6年9月25日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジブチルヒドロキシトルエン (Dibutylhydroxytoluene、Butylated hydroxytoluene)	
構造式		
用途	抗酸化剤	
作用機構	フェノール類である。油脂等の酸化過程で生成するペルオキシラジカルに水素を供与し、ラジカル連鎖反応を停止させることにより抗酸化作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	【飼料添加物】 全ての家畜等用飼料を対象として指定されている。 使用方法: 混餌	
国際機関、海外での状況	JECFA	ADI = 0.3 mg/kg 体重/日 (1995)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし <u>インポートトレランス申請: 魚類(チリ)</u>
食品安全委員会での評価等	【1】	平成25年 8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和元年 9月 5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 9月29日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.25 mg/kg 体重/日

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【1-ナフタレン酢酸】

- ・作物残留試験
- ・暴露評価結果

【カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ】

- ・作物残留試験
- ・暴露評価結果

【キノメチオナート】

- ・作物残留試験
- ・暴露評価結果

【シフルメトフェン】

- ・作物残留試験
- ・暴露評価結果

【ピリベンカルブ】

- ・作物残留試験
- ・暴露評価結果

【フルオピラム】

- ・作物残留試験
- ・暴露評価結果

【フロメキン】

- ・作物残留試験
- ・暴露評価結果

【ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)]

- ・加水分解試験
- ・水中光分解試験
- ・植物代謝試験
- ・作物残留試験
- ・動物体内動態試験
- ・急性経口毒性試験
- ・急性経皮毒性試験
- ・急性吸入毒性試験
- ・皮膚感作性試験
- ・皮膚刺激性試験

- ・眼刺激性試験
- ・光毒性試験
- ・90 日間亜急性毒性試験(ラット)
- ・90 日間亜急性毒性試験(イヌ)
- ・復帰突然変異試験
- ・マウスリンフォーマ試験
- ・*in vivo* 小核試験
- ・2世代繁殖試験(ラット)
- ・発生毒性試験(ラット)
- ・発生毒性試験(ウサギ)
- ・28 日間亜急性経皮毒性試験(ラット)

【ジブチルヒドロキシトルエン】

- ・家畜等残留試験
- ・国際機関等の評価